

「平成28年鳥取県中部地震」災害義援金配分委員会設置要綱

(目的)

第1条 平成28年鳥取県中部地震により被害を受けた被災者への援助の一助として、県内外各地の支援者から送られた義援金を被災者に配分するため、「平成28年鳥取県中部地震」災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災者に寄せられた義援金を受付けた機関から、委員会に引継がれた義援金の保管及び配分に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員への就任については、鳥取県福祉保健部長が依頼する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、鳥取県福祉保健部福祉保健課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

別表

日本赤十字社鳥取県支部事務局長	前嶋 成樹
鳥取県共同募金会配分委員会委員長	相見 槻子
鳥取県社会福祉協議会専務理事	杉本 新二
NHK鳥取放送局長	小田橋 昭仁
鳥取県福祉保健部長	藪田 千登世
鳥取県生活環境部くらしの安心局長	酒嶋 優